

## 株式会社設立見積兼依頼書

埼玉県さいたま市南区別所5-15-2

TEL 048-837-1510

FAX 048-837-1511

御見積金額 ¥320,360			
請求明細項目	金額	課・非	税込み請求額
会社設立業務	75,000	課	82,500
公証人手数料	☆ 51,900	非	51,900
収入印紙代（法務局申請）	☆ 150,000	非	150,000
“（謄本）1通480円	☆ 960	非	960
“（印鑑証明）1通450円	☆ 900	非	900
会社代表印	6,000	課	6,600
会社銀行印	5,000	課	5,500
会社角印	5,000	課	5,500
ゴム印（親子印）	5,000	課	5,500
小計	299,760		309,360
設立届出業務一式	10,000	課	11,000
合計	309,760		320,360

☆印は実費請求となります。

印鑑につきましては当社にて承った場合の料金です。

着手時に御見積金額のお振込みをお願いしております。

お振込み先: 埼玉りそな銀行/浦和中央支店/普通5230840/口座名 行政書士法人さくら法務

以下の注意点につき説明を受け、見積書確認の上、法人設立業務を依頼します。

1. 法人設立、事業の法人切り替えにつきましては、本部に協力いただける旨の確認を必ずとって頂けるようにお願いします。
2. 法人の本店所在地（店舗住所又は自宅住所）は、移転時には本店移転変更登記が発生しますのでご注意ください。本店所在地を店舗住所におけない場合もありますので、本部担当者様への確認をお願いします。
3. 法人の事業内容にコンビニエンスストア経営に関するもの以外の事業内容を追加される場合は本部担当者様への確認をお願いします。
4. 酒販免許をお持ちの場合には、別途酒販免許の法人成り手続きが必要です。基本的オーナー様ご自身で税務署の酒類指導課にて、法人設立後に手続きをお願いします。作成代行も致しますが費用が別途必要となります。
5. 酒販免許をお持ちの場合は税務署の対応速度により、法人開業日がずれ込む事があります。また消費税法の改正により、平成24年度以降の設立法人においては、消費税免税期間が1年未満となることがあります。（ゼロ決算により1年間にすることは可能です）
6. 法人設立時、個人事業が消費税の課税事業者（免税期間を過ぎている等）であった場合、事業切替時に個人の事業資産（商品・加盟金・内装・車等）を法人に移す時に消費税が発生します。商品については、後日法人が課税事業者となったときに支払い分より相殺できますが、加盟金・内装費、車等については相殺できません。詳しくは会計担当者にお問い合わせください。
7. 法人になった場合、原則として社会保険の加入義務事業所となります。
8. 法人設立日より法人住民税(均等割)が発生します。

説明担当者

令和 年 月 日

店名 :

オーナー名 :

印

住所 :

電話 :